

## 西遊寺所蔵朱印状・朱印箱について

鈴木 史織

普現山聖善院西遊寺は、八幡市橋本中ノ町に位置する浄土宗寺院である。寺の創建については諸説があり、不明な点が多い。奥橋本にあった橋本寺を起源とし、それを現在の地に移して寺号を改めたとする伝承もある(1)。しかしながら、橋本寺が絶えたのは元禄～寛保期と考えられており、西遊寺はそれ以前より当地に所在していたことから、両寺は別々の寺であった可能性が高い。

天正元年(1573)、開基・感誉上人が寺を開き、第2世欣誉上人(感誉上人の弟子)の代に堂宇が整備され、寺号が西遊寺に定められたと伝わっている。

さて、ここでは、西遊寺の蔵する文書のうち、江戸幕府より発給された領知朱印状12通とその朱印状を納めていたとみられる文書箱2点とについて述べていきたい。

領知朱印状とは、幕府将軍の名で諸大名や寺社に対しその領地支配を公認する旨を表明した文書である。この朱印状は、原則として将軍の代替わりごとに発給され(授受の手続きを「朱印改め」という)、幕府による領知安堵が確認されることになっていた。在任期間が短く朱印改めの実施に至らなかった6代家宣・7代家継、将軍職を辞した15代慶喜を除き、初代家康から14代家茂まで12人の将軍が朱印状を出している。

なお、朱印状の文書形式や発給対象は、江戸時代を通じて必ずしも一定ではない。寺社に対する朱印改めが寺社奉行機構の統轄のもとで全国的な制度として行われるようになるのは、5代綱吉の代からである(2)。この綱吉以降は専ら前代の安堵内容を確認するだけの継目安堵となり、文書の上ではほぼ同形式・同内容の朱印状が発給されるのが一般的である。(ただし、文書の上では変化がないようにみえても実際の土地領有関係が不変であるとは限らない。)

それでは、西遊寺の所蔵する朱印状からはどのようなことが分かるだろうか。現在、同寺には前述の将軍12人の名で出された朱印状が各1点ずつ、計12点伝わっている。これらを比較してみよう。

まず、安堵の対象者を、朱印状の包紙や本紙から確認したい。表1には、西遊寺所蔵の朱印状のうち、初代家康から5代綱吉までのものについて、包紙・本紙にみられる安堵対象者と形式とを示している。(8代吉宗以降は、内容・形式に大きな変化が見られないので、省略した。)

さて、初代家康の朱印状は、本紙に「橋本西遊寺」と宛所が明記されている。この段階では、西遊寺は同寺1ヶ寺のみに充てた朱印状を受給していたらしい。西遊寺の寺領については、慶長5年(1600)4月7日付の「石清水八幡宮御神領之内 八幡寺分指出之帳」に「七石九斗五升 橋本西遊寺」という記載がみられる(3)。ここから、同寺がこの時期に石清水八幡社領のなかで「八幡宮分55ヶ寺」の1ヶ寺として位置づけられていたことが分かる。

表1 西遊寺所蔵領知朱印状 (〈〉: 割書 / : 改行)

将軍 (代)	発給年	安堵対象者		形式	本紙法量 (縦× 横、単位 cm)
		本紙宛所	包紙上書		
家康 (初)	慶長5年 (1600)	橋本/西遊寺	「橋本町/西遊寺」	折紙	縦47.1、横64.9
秀忠 (2)	元和3年 (1617)	浄土宗/三拾六 ヶ寺	「八幡山下寺庵/浄土宗 三十六ヶ所分」、「台徳 院様」	折紙	縦46.4、横66.7
家光 (3)	寛永13年 (1636)	(なし)	「大猷院様」、「八幡山 下寺庵/三十六ヶ所分」	折紙	縦45.8、横63.2
家綱 (4)	寛文5年 (1665)	(なし)	「石清水八幡宮領内/浄 土宗」	豎紙	縦46.6、横65.7
綱吉 (5)	貞享2年 (1685)	(なし)	「石清水八幡宮領内/浄 土宗」	豎紙	縦46.9、横66.3

この55ヶ寺は、一般に八幡の山下寺院56ヶ寺と総称される諸寺院を指すものと推測される。八幡宮境内域(男山山頂の石清水八幡宮や山中の坊舎、山麓の宿院)が山上と呼ばれるのに対し、男山の北部と東部に位置する門前の内四郷(科手・常盤・山路・金振)とその東に広がる外四郷(美豆・際目・生津・川口)の八幡八郷域は山下と呼ばれた。この山下諸寺院の所領は、正法寺とその塔頭の500石、律家5ヶ寺組の370石、禅家5ヶ寺組の240石がそのほとんどを占めるが、ほかに、慶長5(1600)年以前に家康より豊臣秀頼の祈禱得出分として還付された56ヶ寺分293.9石余があった。西遊寺の寺領もこの56ヶ寺分に含まれていたと考えられる。

この山下寺院56ヶ寺分は、後に減らされ、寛文5年(1665)には浄土宗36ヶ寺、法華宗3ヶ寺、禅宗10ヶ寺、合わせて274.6石となることが知られている(4)。その変化は、西遊寺の朱印状からも確認できる。すなわち、2代秀忠の代には、本紙の宛所が「浄土宗/三拾六ヶ寺」となり、包紙にも「八幡山下寺庵/浄土宗三十六ヶ所分」と記される。この朱印状は西遊寺だけでなく、同寺を含む浄土宗寺庵36ヶ寺に対する領知安堵を一括して示した文書である。西遊寺は、36ヶ寺のうちの1ヶ寺として秀忠の朱印状を保管していたのだろう。3代家光の「八幡山下寺庵/三十六ヶ所分」、4代家綱の「石清水八幡宮領内/浄土宗」、5代家綱の「石清水八幡宮領内/浄土宗」という包紙上書も、やはりこの36ヶ寺を指しているものと考えられる。安堵する石高がみな155石7斗余であることから、同一の寺領を指していると推定されるためである。この36ヶ寺について知るには、『男山考古録』(嘉永元年(1848)刊)の記述が手掛かりとなる。すなわち、同書では、掲載した浄土宗寺庵のうち28ヶ寺について、「浄土宗三十六ヶ寺之内」あるいは「浄土宗三十六ヶ寺御朱印組内」といった解説を付しており、

これらの寺院については西遊寺と同じ36ヶ寺組に属していたことが確認できるのである(5)。

なお、家康の代に西遊寺以外の35ヶ寺にも朱印状が発給されたのか、その受給状況は不明である。しかし、4代家綱の朱印状に「三十六ヶ所 百五十五石七斗余」を「慶長・元和・寛永(それぞれ、家康・秀忠・家光の時代の年号)の先例の通りに」安堵する旨が記されていることから推測すれば、それぞれの寺ごとに朱印状を受給していた可能性が高いのではないだろうか。

さて、ここまで、宛所や文言など文書の内容について検討してきた。ここからは、朱印状の形式をみてみよう。はじめに、朱印状の大きさを確認しておきたい。表1に示した通り、初代家康から3代家光までの代の朱印状の本紙は、紙をはじめに上下に折り、それから縦方向に折っていく、「折紙」という形式である。それが、4代家綱以降は、紙を縦にしか折らない、「堅紙」という形式に変わる。堅紙は、折紙よりも格式の高い文書形式である。本紙を広げたときの大きさはおよそ縦46×横65cm前後で、どの代もほぼ一定である。よって、折りたたんで包紙に包んだ状態では、後代の堅紙形式のものが、初期の折紙形式のものに対し縦に約2倍の大きさとなる。

この点をふまえて、これらの朱印状が現在まで納められていた2点の文書箱に注目したい。今回の調査では、仮に1番・2番と番号を付した。それぞれについて、形式・様式、材質、積文・銘文、法量を示したのが、下の表2である。

表2 西遊寺所蔵文書箱 (〈〉: 割書 / : 改行)

番号	形式・様式	材質	積文・銘文	法量 (cm)
箱1	被せ蓋。本体側面に金具有り。紐有り。	漆塗りカ	(蓋表面)「御朱印〈山下寺庵浄土宗／三十六箇寺組中〉」	本体内径：縦52.0、横19.6、高13.0 蓋外径：縦54.8、横22.4、総高14.7 (中央部・本体含む)、12.7(中央部・蓋のみ)
箱2	被せ蓋。	桐カ、素地仕上げ	(蓋表面)「御朱印箱 西遊寺」(身底内面)「元禄二巳巳年十二月／聖誉代造調」	本体外径：縦28.4、横13.8、高3.5、 本体内径：縦27.3、横12.8、高さ3.0、 蓋外径：縦29.38、横15.0、高3.9、 蓋内径：縦28.6、横4.1、高3.3

まず、1番の箱は、作成年代は不明であるが、蓋の表面に「御朱印〈山下寺庵浄土宗／三十六箇寺組中〉」と記されている通り、36ヶ寺宛の朱印状を収納する目的でつくられたものであると考えられる。箱本体の内径は縦52.0cmで、堅紙形式の朱印状の縦が50cm前後(包紙の縦は46cm前後であるが、包紙に包むため、ひとまわり大きくなる。)であるから、大きさもその用途に適しているといえる。

次に、2番の箱をみると、蓋の表面に「御朱印箱」とある。こちらもやはり朱印状を収納するための箱であつたらしい。身内底面の墨書から、元禄2年(1689)につくられたと推定できる。2番

の箱は本体の内径が縦27.3cmであり、堅紙形式の朱印状を納めるには明らかに小さすぎる。しかし、折紙形式の朱印状、すなわち初代家康から3代家光までの朱印状は縦が25cm前後であるから、納めるには適した大きさであるだろう。5代綱吉の朱印状が出されたのが貞享2年（1685）であるから、2番の箱がつけられたのはその後ということになる。なぜこの時期にこの箱がつけられたのか、詳しい事情は明らかにしえない。あるいは、寺社に対する朱印改めの対象や手続き方法が確定され、それが先例とされていくなかで、将軍からの安堵が家康の代にまで遡りうることを示し寺領支配の正統性を担保する文書として、古い代の朱印状の重要性が再認識されたのだろうか。

いずれにしても、「御朱印箱」と呼ばれる箱がわざわざつけられているのは、代々の朱印状が保管すべき文書として丁重に扱われたことの表れであろう。特に1番の箱は、漆塗・金字という重厚な装丁がなされており、36ヶ寺の共有文書を保管するためにより手を懸けたつくりの箱が用意されたと推測することもできる。

このように、文書の内容だけでなく、それが置かれてきた環境 — 保管場所や保管方法、収納容器、文書群としてのまとめり方・順序など — も、歴史を紐解くための重要な情報なのである。

以上のように、西遊寺所蔵の朱印状・朱印箱は、橋本地域の歴史や人々の意識を考えるうえで重要な文化財である。もちろん、朱印状以外の文書も、一つひとつが唯一無二の貴重な存在であることはいうまでもない。現在まで大切に守り伝えられてきたこれらの文化財の価値をきちんと理解し、整理・記録して、後世に伝える手助けとなることが、今回の調査の目的の一つである。

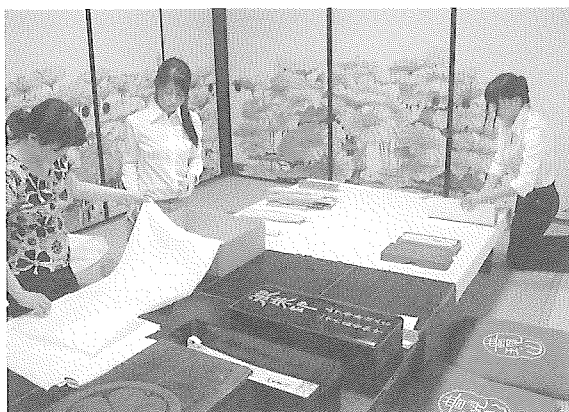
#### 〈参考文献〉

松本和明「近世朱印寺社領の成立について」『論集きんせい』29、近世史研究会、2002年  
『郷土史双書 やわたの道しるべ』改訂版、碑石道標専門部会 編、八幡市郷土史会、2002年

#### 【注】

- (1) 昭和2年に建てられた道標には、「舊橋本寺 西遊寺」と刻まれているが、これは、橋本寺と西遊寺の来歴が混同されたためと考えられている。（「やわたの道しるべ」4頁）
- (2) 4代家綱の代の領地安堵は、大名・公家・寺社への統一的な朱印状・領地目録を発給した点に画期性が認められ、このときを以て朱印改制度が確立したと評価されている。しかし、松本和明氏によれば、寺社に限っては家綱の代はまだ過渡期であり、それが完成に至るのは次の綱吉の代であるという。（松本和明「近世朱印寺社領の成立について」）
- (3) 『石清水八幡宮史』第六輯 社領編512～516頁、石清水八幡宮、1936年
- (4) 上述の『石清水八幡宮御神領之内 八幡寺分指出之帳』において寺院の数が56でなく55となっていたのも、あるいは、その縮小過程を示しているのかもしれない。
- (5) 『石清水八幡宮史料叢書』に「男山考古録」巻12～15、石清水八幡宮、1960年、ただし、その数が36に満たないこと、また、36ヶ寺組に属しているはずの西遊寺についてその旨が明記されていないことから考えても、この「男山考古録」から得られる情報には限界があると見るべきであろう。

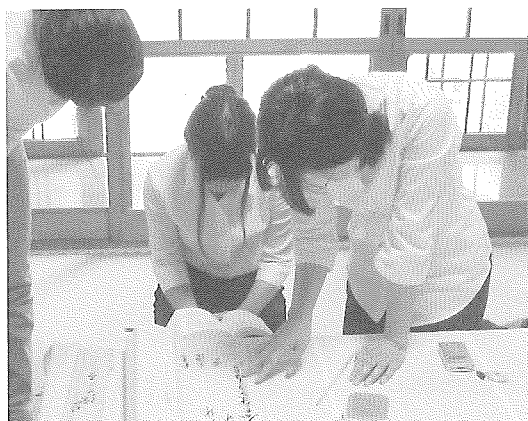
西遊寺文書調査風景



2012. 7. 23



2012. 7. 23



2012. 7. 23



2012. 10. 8

## 朱印箱・文書箱の法量・銘文等記録

○法量・銘文・装丁 (〈〉: 割書 / : 改行)

### 箱1 朱印状箱 (漆塗)

#### 【法量(単位 ㍉)】

〔本体内径〕縦52. 0、横19. 6、高13. 0

〔蓋外径〕縦54. 8、横22. 4、総高14. 7 (中央部・本体含む)、12. 7  
(中央部・蓋のみ)

#### 【銘文】(金字)

〔蓋表面〕「御朱印 〈山下寺庵浄土宗 / 三十六箇寺組中〉」

### 箱2 朱印状箱 (桐カ、素地仕上げ)

#### 【法量(単位 ㍉)】

〔本体外径〕縦28. 4、横13. 8、高3. 5

〔本体内径〕縦27. 3、横12. 8、高さ3. 0

〔蓋外径〕縦29. 38、横15. 0、高3. 9

〔蓋内径〕縦28. 6、横4. 1、高3. 3

#### 【銘文】(墨書)

〔蓋表面〕「御朱印箱 西遊寺」

〔身内底面〕「元禄二己巳年十二月 / 聖譽代造調」

### 箱3 文書箱 (木製、黒塗)

#### 【法量(単位 ㍉)】

〔本体外径〕縦60. 5、横29. 4、総高28. 3 (蓋含む)

〔本体内径〕縦57. 6、横26. 2、高18. 4

〔引出外径〕縦59. 3、横26. 0、高6. 8 (引出部のみ)、7. 5 (本体底面  
からの高さ)

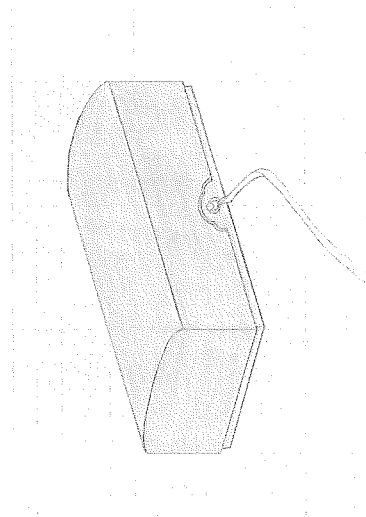
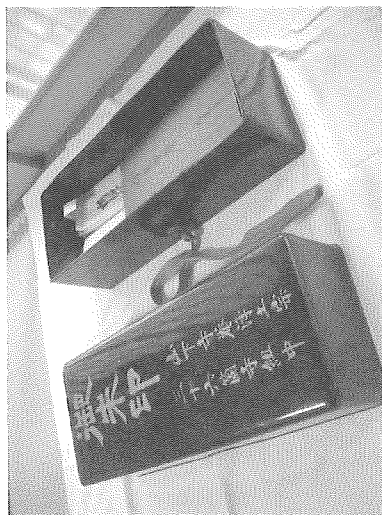
〔引出内径〕縦56. 6、横24. 1、高6. 0

#### 【装丁】

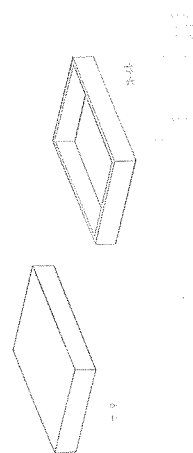
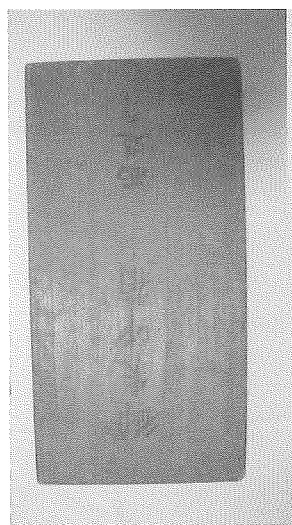
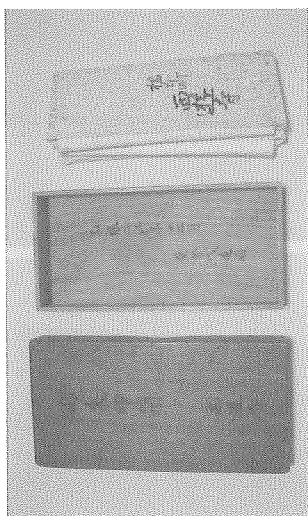
銘文無し。蓋表面に赤で葵の紋。

○写真・スケッチ

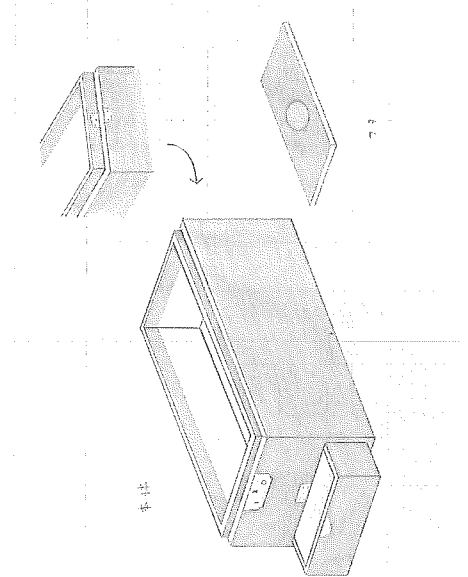
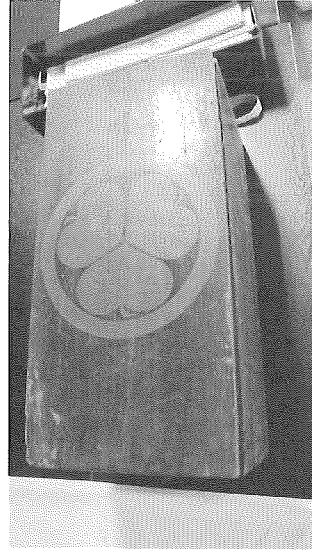
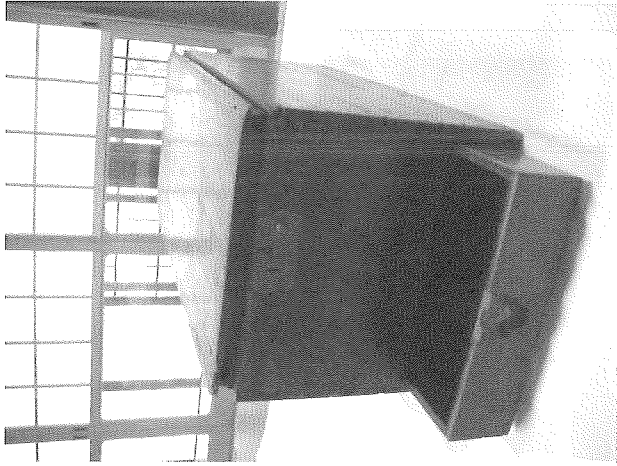
箱 1 朱印箱



箱 2 朱印箱



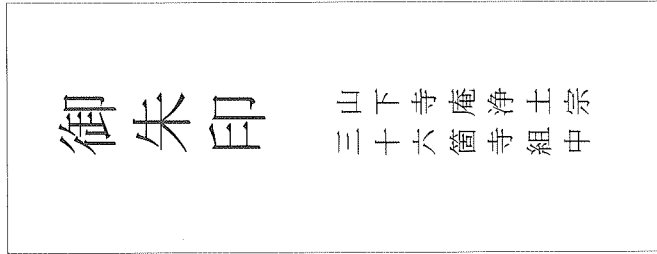
箱 3 文書箱



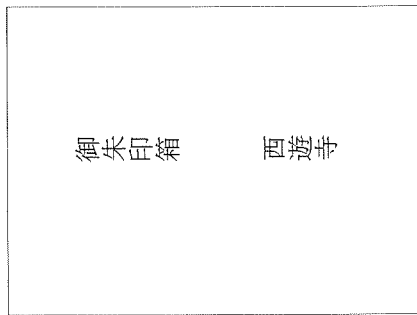


○銘文翻刻

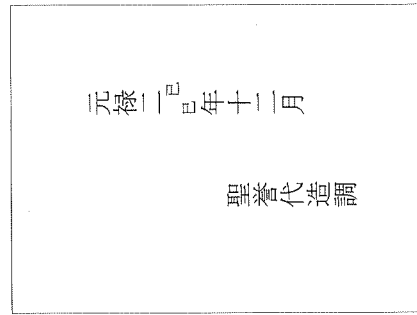
箱 1 [蓋表面]



箱 2 [蓋表面]



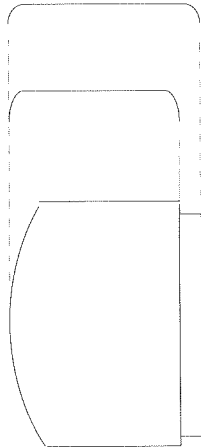
[身内底面]



※ 1 本体総高

本体含む ↓

蓋のみ ↓



## 表紙解説

	1 2 3
5	4
(裏)	(表)

1. 西遊寺古文書調査の様子
2. 念佛寺門前（撮影：中井正寛）
3. 念佛寺古文書調査の様子
4. 安居橋から男山を望む（撮影：中井正寛）
5. 八幡清水井の路地田町（たまち）（撮影：中井正寛）



京都府立大学文化遺産叢書 第10集

### 石清水門前寺院・南山城地域の古文書

—京都府歴史資料の調査—

編集 竹中友里代（京都府立大学文学部特任講師）

東昇（京都府立大学文学部 准教授）

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

京都教区八幡組浄土宗青年会

発行日 2016年3月30日

印刷 双林株式会社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル

---